

ふくいメディカルネット 在宅ケア機能運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 ふくいメディカルネット在宅ケア機能運用管理規程（以下「本規程」という）は、モバイル端末にてふくいメディカルネットのチーム機能を用いた在宅ケア機能を相互に参照・入力するシステム（以下「在宅ケア機能システム」という）の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

※モバイル端末とは協議会が指定する機器とそのバージョンを指す。

(適用範囲)

第2条 本規程は、「ふくいメディカルネット在宅ケア機能」に接続されたモバイル端末に適用する。

第2章 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の管理組織

(名称及び目的)

第3条 「ふくいメディカルネット在宅ケア機能」の効率的な運用及び適正な管理を行うため、既存の運営委員会（以下「委員会」という）にて管理を行う。なお、責任者ならびに業務について、協議会管理規程の第3条、第4条及び第5条ならびに管理細則代2条、第3条のとおりとする。

第3章 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用

(利用施設)

第4条 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用は、協議会が定めた施設に限られる。

(利用場所)

第5条 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用は、運営委員会に許可された場所に限られる。

例) 利用施設内のみ

在宅患者宅、緊急時に備えた自宅待機等

ただし、利用施設外での利用において他人から覗き見され得る環境（電車内、飲食店内等）での利用はセキュリティの観点から禁止とする。

（利用機器）

第6条 利用機器は以下のものとする。

- 1 ふくいメディカルネット在宅ケア機能へ接続する機器は、運営委員会より許可されたモバイル端末に限定する。
- 2 モバイル端末のOSのアップデートについては、在宅ケア機能システムにおける動作保証を運営委員会が確認後、利用者へ案内するものとする。
- 3 モバイル端末の利用者への利用にあたっては、運営委員会が企画・主催する利用に関する講習会・研修会へシステム運用責任者もしくは利用者の出席を必須とし、セキュリティ教育の徹底を図るものとする。

（利用者）

第7条 利用者は利用施設のシステム運用責任者が認めた者とする。

- 2 システム運用責任者は、前項に規定する利用者以外の者にふくいメディカルネット在宅ケア機能を利用させてはならない。

（利用権の設定）

第8条 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用に際しては、貸与されたモバイル端末毎に専用の機体番号を付与し、利用権の管理を行う。

- 2 利用者は、ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用に際して必要な利用者ID、パスワードについて、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、60日ごとにパスワードを変更する等の措置を講じなければならない。なお、詳細は「「ふくい医療情報連携システム」におけるセキュリティポリシーに関する規程（閲覧側用）」に準じるものとする。

（利用者の責務）

第9条 利用者は、ふくいメディカルネット在宅ケア機能の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者は、ふくいメディカルネット在宅ケア機能の利用について、この規程の他、総括責任者が定める細則及びこれに基づくシステム管理者の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、ふくいメディカルネット在宅ケア機能に異常を認めた時は、直ちに総括責任者、またはシステム保守管理者に報告しなければならない。
- 4 利用者は、運営委員会より許可または貸与されたモバイル端末を紛失した場合、直ちに総括責任者に報告しなければならない。
- 5 利用者は、モバイル端末のセキュリティ対策として、以下の対策を実施しなければならない。

ならない。

《紛失・盗難対策》

- 待ち受け画面にパスワードロックを設定する。
- システム運用責任者が許可した利用者以外にモバイル端末を貸さない、渡さない、操作させない。

《感染防止》

- モバイル端末における改造行為を行わない（Jailbreak（脱獄）などを指す）。
- モバイル端末をUSBメモリとして利用しない。

《機能の利用制限》

- モバイル端末の設定全般について、モバイル端末貸与時（追加の場合には協議会が行う設定）の設定からの変更を行わない。
- 事業者ごとに追加でモバイル端末を準備し、利用する場合には、盗難、紛失による情報漏洩や、漏洩範囲の拡大等のリスクが高くなるため、個人の所有物での利用は厳禁とする。利用する場合には事業者が管理し、なおかつ在宅ケア機能専用として利用する端末のみに限る。
- ふくいメディカルネット在宅ケア機能以外のサイトへの接続を行わない。
- 機密（個人）情報を入力するサイトは利用しない。
- 運営委員会が許諾したアプリケーションのみインストール、または利用を可能とする。
- 許可されていない個人情報に関わるファイルのモバイル端末へのダウンロードを禁止する。また、許可されていない個人情報に関わるファイルのWebサイトへのアップロードを禁止する。
- ログアウトの操作を必ず行うこと。

（遵守事項）

第10条 利用者は以下のことを遵守しなければならない。

- 1 第1条の目的以外の利用
- 2 他者への転貸、売却あるいは譲渡
- 3 使用に必要なID及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のID及びパスワードを用いて利用すること
- 4 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること
- 5 不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更

第4章 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の運用

(個人情報保護法の遵守)

第11条 利用者は本システムの利用にあたっては、著作権法(昭和45年法律第48号)並びに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(厚生労働省 平成29年4月14日付け個情第534号、医政第0414第6号、薬生発0414第1号、老発0414第1号)、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添)、その他医療関係法令を遵守しなければならない。

(障害・事故)

第12条 利用者は、次に掲げる場合には、直ちに協議会に報告しなければならない。

- 1 モバイル端末を破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき
- 2 パスワードが第三者に洩れた可能性があるとき
- 3 モバイル端末が正常に作動しなくなったとき
- 4 データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、または、それらのおそれのある事実を発見したとき

(免責事項)

第13条 協議会は、利用者が「ふくいメディカルネット在宅ケア機能」を利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。

- 2 協議会は、「ふくいメディカルネット在宅ケア機能」の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負わない。
- 3 協議会は、参加機関に過失がなく、外部からの故意の不正アクセス等により、利用者や患者等に損害及び第三者に与えた損害については、一切の責任を負わない。

(利用時間)

第14条 365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して「ふくいメディカルネット」を通じ、事前に通知をした上で運用を停止し、緊急的に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(保守)

第15条 ふくいメディカルネット在宅ケア機能の保守及び管理のため、総括責任者の配下にシステム保守管理者を設置する。

- 2 システム保守管理者は、総括責任者の指示のもと、ネットワークの監視、定期的なデータのバックアップ等、総括責任者が行う業務の一部を代行できる。
- 3 業務状況は、適宜、総括責任者に報告しなければならない。

(大規模災害時)

第16条 総括管理者は、大規模災害が発生した場合、ふくいメディカルネット在宅ケア機能の通常の運用を停止又は運用の変更をすることができる。

第5章 その他

(運用管理規程の変更)

第17条 運用管理規程の変更は運営委員会において取り扱い、出席した委員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、委員長の承認を得なければならない。

(細則)

第18条 この規程を実施するために必要とされる事項について、別に細則を定める。

附 則

(制定期日)

1 平成27年9月1日制定。

(施行期日)

1 平成28年4月1日施行。

(一部改定)

1 平成29年5月30日改定。